

令和7年度  
経済産業省調査統計システムサービス  
調達仕様書

経済産業省

# 目次

用語の定義	1
1 調達案件の概要	4
(1) 調達件名	4
(2) 調達の背景	4
(3) 調達目的及び調達の期待する効果	4
(4) 業務・情報システムの概要	5
(5) 契約期間（サービス提供期間）	6
(6) 作業スケジュール	6
2 調達案件及び関連調達案件	7
(1) 調達範囲	7
(2) 調達案件の一覧	8
(3) 入札制限	9
3 満たすべき要件に関する事項	9
4 作業の実施内容	9
(1) 作業の実施内容の概要	9
(2) プロジェクト計画	11
(3) 要件定義	12
(4) 設計	12
(5) 運用・保守に係る作業	16
(6) GSS ネットワーク接続切替作業	18
(7) 定例会等の実施	19
(8) 契約金額内訳及び情報資産管理標準シートの提出	19
(9) 成果物	20
5 作業の実施体制・方法	23
(1) 作業実施体制	24
(2) 作業要員に求める資格等の要件	27
(3) 作業場所	28
(4) プロジェクト計画に関する事項	28
(5) プロジェクトの管理に関する要領	29
6 作業の実施に当たっての遵守事項	30
(1) 情報セキュリティ要件	30
(2) 機密保持、資料の取扱い	30
(3) 情報管理体制	31
(4) 個人情報の取扱い	31
(5) 法令等の遵守	32
(6) 標準ガイドラインの遵守	32
(7) その他文書、標準への準拠	33
(8) 規程等の説明等	33
(9) 情報システム監査	34
7 成果物の取扱いに関する事項	34
(1) 知的財産権の帰属	34
(2) 契約不適合責任	34
契約不適合責任について本要件と契約条項その他契約不適合に定める本契約の各規定が相違する場合、本要件の規定を優先する。	34
(3) 検収	35

8	入札参加資格に関する事項.....	35
	(1) 競争参加資格 .....	35
	(2) 公的な資格や認証等の取得 .....	35
	(3) 受注実績.....	36
	(4) 履行可能性審査に関する要件.....	36
9	再委託に関する事項.....	36
	(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件 .....	36
	(2) 承認手続.....	36
	(3) 再委託先の契約違反等.....	37
10	その他特記事項.....	37
	(1) 入札公告期間中の資料閲覧等.....	37
11	1 1 附属資料.....	38

1 用語の定義

2 本書で使用する用語の定義については表 0「用語説明」のとおりとする。

3

表 0 用語説明

No	用語	説明
1	METI-LAN	経済産業省基盤情報システムを示す。
2	STATS	経済産業省調査統計システムにおけるアプリケーション及び機器全てを示す。
3	STATS アプリケーション	STATS のうち、アプリケーションを示す。WEB アプリケーション及びジョブから構成される。
4	STATS 機器	STATS を構成する機器等を示す。
5	請負業者	本業務の作業主体を示す。
6	運用管理用 PC	STATS の運用を管理するために統計情報システム室、支援業者室等に提供される PC を示す。
7	外部委託事業者	統計調査業務を行う民間委託事業者を示す。
8	外部接続機能	統計調査業務を行う民間委託事業者の業務室から仮想デスクトップサービス等により、安全に STATS を利用できる環境を提供することを指す。
9	ガバメントソリューションサービス	行政機関における生産性やセキュリティの向上を図るため、デジタル庁が提供するサービス。最新技術を採用しつつ、各府省庁の環境の統合を順次進めることにより、政府共通の標準的な業務実施環境（パーソナルコンピュータやネットワーク環境）を提供する。「GSS」と略称する。
10	関係機関	デジタル庁、総務省及び独立行政法人統計センターを示す。
11	関係事業者	現行 STATS サービス請負業者、現行 STATS 運用管理支援事業者、次期 STATS アプリケーション移行作業請負業者、次期 STATS 運用管理支援事業者、STATS アプリケーション改修作業請負業者及び工程管理（構築支援）事業者を示す。
12	結果表	ある層に関してまとめて集計した値（サマリ値）を公表物とするために表形式に成形したものを示す。
13	現行 STATS	現在稼働中の機器・システムを示す。
14	個票審査	個票単位で記入された数値を審査する方法。本システムで過欠チェック、有無チェック、前回比チェックなどの審査を実施している。なお、STATS の個票審査では、特定の条件に合致した

No	用語	説明
		場合に、チェック内容を示すフラグ（エラーフラグ）を設定する機能、機械的に数値を修正（自動修正）する機能等がある。
15	サマリ審査	ある層に関してまとめて集計した値（サマリ値）を対象に審査する方法。個票内では関連性も含め妥当と思われるデータであっても、他の個票との関連からの比較で不備を発見できる可能性がある。
16	次期 STATS	経済産業省調査統計システムサービス請負業務（本調達）、経済産業省調査統計システムサービスの導入に伴うアプリケーション及びデータ移行業務の請負業者により新しく導入される STATS を示す。
17	次期 STATS 検証環境	経済産業省調査統計システムサービスの導入に伴うアプリケーション及びデータ移行業務の請負業者が構築する業務検証環境を示す。
18	次期 STATS 本番環境	経済産業省調査統計システムサービスの導入に伴うアプリケーション及びデータ移行業務の請負業者が構築する本番環境を示す。
19	セキュア PC	経済産業省職員に提供される一般執務用 PC を示す。本機器は、METI-LAN の調達範囲内である。
20	総務省システム	政府統計共同利用システムのサブシステムである以下を示す。 オンライン調査システム：調査客体がインターネットを通じて統計調査の回答を行うシステム e-stat：（統計表管理システム及び統計情報データベース）作成した統計表を機械判読可能な形で登録し、提供するシステムのこと
21	担当部署	経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室を示す。
22	担当職員	経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室に所属する職員を示す。
23	動作確認環境	請負事業者内に構築する STATS アプリケーションの修正・動作確認を行う環境
24	当省	経済産業省を示す。

No	用語	説明
25	標準ガイドライン	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（デジタル社会推進会議幹事会決定）を示す。 <a href="https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/">https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/</a>

4

## 5 1 調達案件の概要

### 6 (1) 調達件名

7 令和7年度経済産業省調査統計システムサービス

### 9 (2) 調達の背景

10 平成15年7月、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、「電子政府構築  
11 計画」を策定し、政府一丸となって「業務・システムの最適化計画」（以下「最適化計  
12 画」という。）を推進してきており、当省においても最適化計画を行ってきた。

13 当省が行う統計調査等業務に関しては、総務省が中心となって策定した「統計調査等  
14 業務の業務・システム最適化計画」と連携を取りながら、平成17年度には、「統計調  
15 査等業務の業務・システム改善計画」の策定及び経済産業省調査統計システム（以下、  
16 「STATS」という。）に関する要件定義を行い、平成18年度にはSTATSに関する基  
17 本設計、平成19年度より詳細設計以降の設計・開発を経て、基本機能と動態統計及び  
18 二次統計を対象に1次リリースとして平成21年12月から運用を開始し、翌年には構  
19 造・企業統計を対象に開発を進め、2次リリースとして平成22年12月から運用を開  
20 始した。

21 STATSは、調査統計グループで行う統計調査について、企業・事業所から提出され  
22 る調査票の入力、審査、集計及び結果表作成機能を有する統計業務処理システムであ  
23 り、当省外のデータセンタ（以下、データセンタという。）内及び当省庁舎内に設置し  
24 たWindows系、UNIX系、Linux系サーバ、ネットワーク機器及びストレージ機器で  
25 構成される。現在、統計作成業務に従事する約300名（当省職員約170名、外部委託  
26 事業者約130名）が利用している。

27 なお、現行STATSサービスが契約の満了を迎えることから、統計業務を継続して実  
28 施するための更改を行う。これは、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5  
29 年6月9日閣議決定）における「2020年度（令和2年度）時点での政府情報システ  
30 ムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025年度（令和7  
31 年度）までに3割削減することを目指す」ことを考慮しており、STATSの安定稼働を  
32 前提に現行機器の性能を維持しつつ、機器のリソース利用状況を踏まえた機器構成の  
33 設定やシステム構築・運用の役務の精査、データセンタへの設置や一部パブリックク  
34 ラウドの活用による運用経費削減を図っている。

35 本仕様書は、サーバ機器の運用及び保守等を一括して受けるSTATSサービスとして  
36 調達するものである。

### 38 (3) 調達目的及び調達の期待する効果

39 本事業、STATS機器更改を行うに当たっては以下を目的とする。

41 ア コスト削減

42 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 5 年 6 月 9 日閣議決定)を踏まえ、  
43 令和 7 年度までを目途に令和 2 年度の運用等経費及び整備経費のうちのシステム改  
44 修に係る経費を基準に、3 割削減を目標としている。本事業においても、継続して運  
45 用費用の削減等を考慮した機器構成とすることでコスト削減を図ることを目的とす  
46 る。

47 イ 統計業務の安定稼働

48 STATS 機器を更改することにより、経年劣化による障害を防ぎ、統計業務の安全  
49 かつ安定的な稼働を実現することとする。

50 ウ 構成の見直し

51 アプリケーションの安定稼働を前提として、STATS 機器の性能を維持するために、  
52 現行 STATS 機器の利用状況及び構成を踏まえ、機器構成を最適化することとする。

53 エ リソースの最適化

54 現行 STATS のリソース使用状況等を参考に、機器の CPU、メモリ、ディスク容量  
55 等のリソースを最適化することとする。

56 オ 外部接続サービスの利便性向上

57 統計調査業務の外部委託が進んでおり、仮想デスクトップ利用者が増えることを踏  
58 まえ、外部接続サービスの利便性を向上することとする。

59

60 (4) 業務・情報システムの概要

61 現行 STATS は、データセンタ内及び当省庁舎内に設置した Windows 系、UNIX 系、  
62 Linux 系サーバ及びネットワーク機器、ストレージ機器で構成される Web 型システム  
63 である。現行 STATS の主なサーバ類は、データセンタに配置されている。

64 STATS では、当省の統計調査等業務における基幹業務(統計調査の「実施準備」、「受  
65 付」、「分析」)及びこれらの支援業務(共通マスタ管理、システム管理)を行う。STATS  
66 の全体像は「図 1 STATS 概要と機能一覧」のとおり。

67

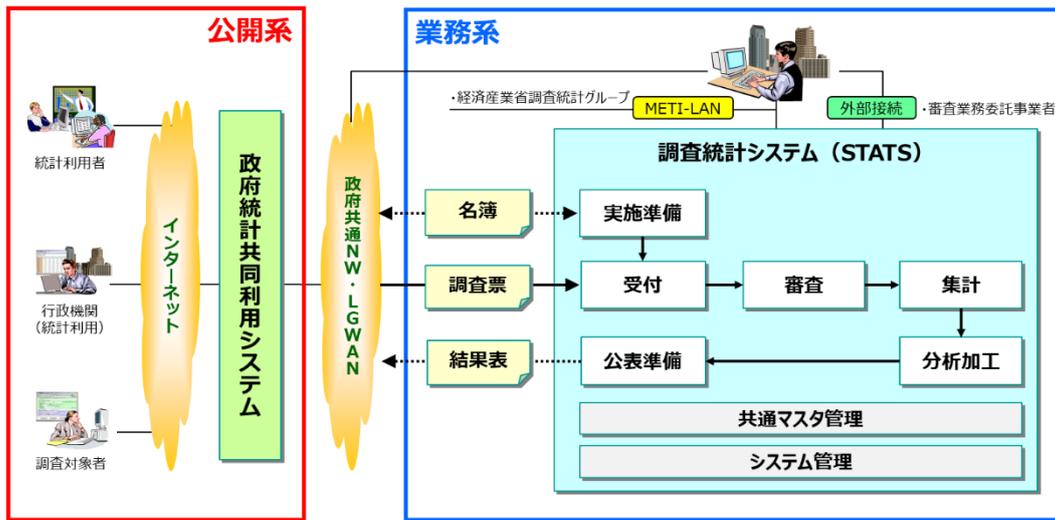


図 1 STATS 概要と機能一覧

本事業を実施する上で関係する者は下表 (表 1 事業における関係者一覧) のとおりである。

表 1 事業における関係者一覧

関係者	役割／関係性
経済産業省本省職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な利用拠点：本省</li> <li>・ 利用者数：約 170 人</li> </ul>
統計業務の民間委託事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な利用拠点：各民間委託事業者の事業所</li> <li>・ 利用者数：約 130 人</li> </ul>

(5) 契約期間 (サービス提供期間)

契約締結日から令和 11 年 10 月 31 日まで

(有償期間：令和 8 年 5 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日まで)

(6) 作業スケジュール

作業スケジュールは次のとおり想定している。

事業内容	2025年度												2026年度											2029年度					
	R7年度												R8年度											R11年度					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	4	7	10	1					
マイルストーン												次期STATSサービス開始▼									▼METI-LAN更改 (GSSネットワーク移行)								
STATS契約スケジュール	現行STATS (R4年5月～R7年10月)						現行STATS延長 (6か月)						次期STATS (R8年5月～R11年10月 42か月)																
環境構築	令和7年度STATS機器調達・構築												試行運用	機器保守サービス															
	STATSアプリケーション移行作業請負業者作業支援													※本事業調達範囲															
STATSアプリケーション移行作業請負業者	アプリケーション及びデータ移行														検証環境 テスト	本番環境 テスト	次期STATSへの データ移行												
運用管理支援事業者												引継ぎ	運用管理支援 (サービスデスク等)																
工程管理 (構築支援) 事業者	工程管理 (構築支援)																												

図 2 作業スケジュール (予定)

2 調達案件及び関連調達案件

(1) 調達範囲

本調達では、次期 STATS の導入に伴うハードウェア、ソフトウェア、構築作業、運用設計、STATS 機器運用・保守、教育等を行うものとし、当該業務を請負業者の責任範囲とする。本仕様書に要求された項目を遂行するために必要な作業は、本調達の範囲内とする。

責任分界は「表 7 付属資料」の「各主体の役割分担」を参照すること。なお、上記は責任分界の基本方針であり、責任範囲の調整が必要となった場合には、担当職員と協議の上、決定するものとする。

本事業における情報システム化の範囲を以下に示す。

ア ネットワーク機器

本仕様書に記載された機能を満たすために必要なルータ、スイッチ、ハブ等を調達する。機器等の種類は提案によるが、別紙 1 「要件定義書」に準拠すること。

イ サーバ

本仕様書に記載された機能を満たすために必要なサーバを調達する。サーバのオペレーティングシステム (以下「OS」という。) 等の種類、台数は別紙 1 「要件定義書」に準拠し、STATS アプリケーションの安定稼働及び OS 移行のコストを十分に考

107 慮するものとする。

108 ウ クライアント端末

109 本仕様書に記載された機能を満たすために必要なクライアント端末を調達する。

110 エ ソフトウェア

111 本仕様書に記載された機能を満たすために必要なクライアント端末及びサーバに

112 搭載するソフトウェアを調達する。

113

114 (2) 調達案件の一覧

115 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等は下表

116 (表 2 関連する調達案件の一覧) のとおりである。また、次期 STATS の運用開始日

117 は令和 8 年 5 月 1 日とする。

118

119

表 2 関連する調達案件の一覧

No	調達案件名	調達の方式	意見招請	入札公告	開札日	契約期間
1	経済産業省調査統計システムサービス (本業務)	一般競争入札 (総合評価)	令和 6 年 8 月頃	令和 6 年 11 月頃	令和 7 年 3 月頃	令和 7 年 4 月から 令和 11 年 10 月まで
2	経済産業省調査統計システムサービスの導入に伴うアプリケーション及びデータ移行業務	一般競争入札 (総合評価)	—	令和 7 年 3 月頃	令和 7 年 6 月頃	令和 7 年 7 月から 令和 8 年 5 月まで
3	経済産業省調査統計システム運用管理支援業務	一般競争入札 (総合評価)	令和 7 年 8 月頃	令和 7 年 10 月頃	令和 8 年 2 月頃	令和 8 年 5 月から 令和 11 年 10 月まで
4	経済産業省調査統計システムサービス調達に係る工程管理(構築支援)業務	一般競争入札 (総合評価)	—	令和 6 年 11 月頃	令和 7 年 3 月頃	令和 7 年 4 月から 令和 8 年 5 月まで

120

121

122 (3) 入札制限

123 ア 本業務を含む「表 2 関連する調達案件の一覧」項番 1～3 に挙げる業務の調達仕  
124 様書案の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様  
125 式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条）に規定する  
126 親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関  
127 係を有する事業者をいう。以下同じ。）は、令和 6 年度以降に予定する「表 2 関  
128 連する調達案件の一覧」項番 1～3 に挙げる業務に係る入札に参加することはでき  
129 ない。

130 イ 「表 2 関連する調達案件の一覧」項番 4 の請負業者（再委託先等を含む。）及び  
131 その関連事業者は、入札には参加できない。

132 ウ 本業務を直接担当する当省全体管理組織（PMO）支援スタッフが、その現に属す  
133 る又は過去 2 年間に属していた事業者及びその関連事業者は、本書に係る業務に  
134 関して入札に参加できないものとする。

135 エ 当省におけるデジタル統括アドバイザー及びその支援スタッフ等（常時勤務を要し  
136 ない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」  
137 （平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業  
138 との間の人事交流に関する法律」（平成 11 年 12 月 22 日法律第 224 号）に基づき  
139 交流採用された職員を除く。以下、本項において「デジタル統括アドバイザー等」  
140 という。）による調達計画書及び本仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に  
141 関する業務について、透明性及び公平性を確保するため、デジタル統括アドバイザ  
142 ー等が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びその関連事業者につい  
143 ては、本調達の入札に参加することはできない。

144

145

146 3 満たすべき要件に関する事項

147 次期 STATS の導入に伴うハードウェア、ソフトウェア、構築作業、運用設計、STATS  
148 機器運用・保守、教育等の実施に当たっては、別紙 1 「要件定義書」の各要件を満たす  
149 こと。

150

151

152 4 作業の実施内容

153 (1) 作業の実施内容の概要

154 本業務における作業の内容は以下の通りである。

155 なお、請負業者は、以下の点に留意して合理的に作業を行うこと。

156 ▶ 本事業は、本仕様書に基づき、ハードウェア、ソフトウェア、構築作業、運用設  
157 計、STATS 機器運用・保守、教育等を調達範囲とし、一括したサービスとして

- 158 契約する。なお、本サービス契約に伴い、別途契約する STATS アプリケーショ  
159 ン及びデータベース移行・動作検証作業に係る支援を本事業の範囲に含むこと  
160 とする。
- 161 ➤ 請負業者が選定するデータセンタに現行 STATS と同種の機器が配置されるこ  
162 とを想定している。
  - 163 ➤ 当省の業務について十分に理解し、業務上の要件について考慮して行うこと。
  - 164 ➤ 業務の遂行に際しては、当省、関係機関、関係事業者等に対して十分な確認等  
165 を行うこと。
  - 166 ➤ 総合テスト開始までに、関係事業者と、移行及びテストに関する必要な調整を主  
167 体的に行い、調整結果を取りまとめること。
  - 168 ➤ 調達する物品において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律  
169 (グリーン購入法)」及び「国際エネルギースタープログラム登録製品」の対象  
170 機器については、基準を満たした最新の物品であること。また、その他の物品も、  
171 可能な限り環境に配慮した製品とすること。なお、以下の分野の製品について複  
172 数の候補があった場合、本仕様書のセキュリティ機能を実現するために必要な  
173 製品機能の該当部分を TOE(Target Of Evaluation:評価対象)として、ISO/IEC  
174 15408に基づく ITセキュリティ評価及び認証制度による認証を契約締結日まで  
175 に取得している製品又は CC 承認アレンジメントに基づき、相互承認の対象と  
176 なる製品を提案すること。
    - 177 ① ファイアウォール
    - 178 ② サーバ OS
    - 179 ③ データベース管理システム (DBMS)
  - 180 ➤ 本業務において使用する用語は、当省及び関係事業者間で誤解が生じないよう  
181 業務着手時に定義した上で統一的に使用すること。
  - 182 ➤ 品質管理責任者を配置して、成果物に関して誤字脱字、用語の統一等内容の確認  
183 等を行い、品質を確保すること。
  - 184 ➤ 本業務の実施に当たっては、原則として標準ガイドライン等に記載された事項  
185 を遵守すること。また、今後契約期間中に当該文書が改定された場合には、それ  
186 に従うこととするが、より良い作業の進め方について提案がある場合には、担当  
187 職員に提案、協議の上、当該提案に基づき実施してもよい。
  - 188 ➤ プロジェクト管理の国際基準である PMBOK(Project Management Body of  
189 Knowledge)に準じ、EVM(Earned Value Management)を用いた効率的なプロ  
190 ジェクト管理を行い、定期的に進捗報告会を行うこと。なお、SPI (Schedule  
191 Performance Index : スケジュール効率指数) が 0.95 を下回った場合は、必要  
192 な改善策を提示し、担当職員の下承を得た上で実行すること。
  - 193 ➤ 進捗管理は、WBS (Work Breakdown Structure) を用いた進捗管理を行うこ

194 と。なお、WBS を作成する際には本仕様書「表 6 閲覧資料」の「現行 STATS  
195 構築・移行作業に係る WBS 項目案」を参照するとともに、全ての業務を概ね一  
196 週間程度に分割すること。

197

## 198 (2) プロジェクト計画

199 プロジェクト計画書は、プロジェクト開始時に全ての内容について具体化・詳細化す  
200 ることは困難であるため、次に掲げる時期を参考にプロジェクト計画書の改訂（プロ  
201 ジェクト管理要領の改訂を含む。）を実施すること。なお、これらの時期以外に必要な  
202 応じて適宜改訂することは妨げない。

### 203 ア 当初計画段階

204 請負業者は、次期 STATS の導入に伴うハードウェア、ソフトウェア、構築作業、  
205 運用設計、STATS 機器運用・保守、教育等の実施を計画的に行うため、契約締結後  
206 5 営業日以内に本仕様書及び別紙 1「要件定義書」に基づき、「プロジェクト計画書」  
207 「プロジェクト管理要領」を作成し、当省の承認を得ること。

208 記載内容については「5(4)プロジェクト計画に関する事項」「5(5)プロジェクトの  
209 管理に関する要領」に記す。

### 210 イ 設計・開発開始前

211 請負業者は、設計・開発を開始する前までに、キックオフミーティングにおける当  
212 省の要求事項や要件定義を基にして、当初計画段階のプロジェクト計画書に詳細な  
213 内容を盛り込み、設計・開発段階前のプロジェクト計画書を具体化・詳細化するもの  
214 とする。

### 215 ウ 運用及び保守開始前

216 請負業者は、運用及び保守を開始する前までに、運用開始後の評価指標等を具体化・  
217 詳細化し、プロジェクト計画書に反映するものとする。

### 218 エ システム運用段階

219 請負業者は、システム運用段階において、政策目的やプロジェクトの目標の達成状  
220 況、運用段階で必要になった改善点、発生した課題とその課題への対応、実施された  
221 改修、業務の状況の評価、業務の改善状況・改善計画及び実行結果等について具体  
222 化・詳細化し、プロジェクト計画書に反映するものとする。

### 223 オ サブプロジェクトの組成時（例：GSS 移行、等）

224 請負業者は、当該プロジェクトに属するサブプロジェクトを組成する際、その内容  
225 を具体化・詳細化し、プロジェクト計画書に反映するものとする。

226 なお、サブプロジェクトに関する記載については、プロジェクト計画書に追記する  
227 形でも、サブプロジェクト計画書として独立した構成とする形でも、いずれでも差  
228 し支えない。

229

230 (3) 要件定義

231 請負業者は、調達手続開始後の事情の変化等を踏まえ、別紙1「要件定義書」等にお  
232 ける要件定義の内容に関する認識に、可能な限り相違が生じないように、必要に応じて、  
233 要件定義の内容について当省、関係機関、関係事業者等に確認及び協議を行い、その  
234 結果を反映した「要件定義書（確定版）」を作成し、当省の承認を得ること。

235

236 (4) 設計

237 本業務における設計については、以下のとおりである。

238 ア 設計・構築実施計画書等の作成

239 請負業者は、担当部署が定めるプロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領と整  
240 合をとりつつ、「要件定義書（確定版）」及び当省の指示に基づき、工程管理（構築支  
241 援）事業者と調整の上、設計・構築実施計画書及び設計・構築実施要領の案を作成  
242 し、当省の承認を得ること。

243 なお、設計・構築実施計画書及び設計・構築実施要領の記載内容は標準ガイドライ  
244 ン「第7章 設計・開発」で定義されているものとする。

245

246 イ 設計

247 (ア)「要件定義書（確定版）」の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計及  
248 び詳細設計を行い、成果物について当省の承認を受けること。なお、成果物には  
249 設計結果や設定値に加え、結論に至る考え方や根拠等を記載すること。

250 (イ)「要件定義書（確定版）」の機能要件及び非機能要件が網羅されていることが判  
251 断できる資料を作成し、当省の承認を受けること。

252 (ウ)運用設計及び保守設計を行い、以下の内容を取りまとめた運用保守作業計画書  
253 を作成し、当省の承認を受けること。

254 なお、運用保守作業計画書の記載内容は標準ガイドライン「第9章 運用及び保  
255 守」で定義されているものとする。

256 a STATSの令和11年度（予定）更改までの間に計画的に発生する作業内容及  
257 び想定される時期等

258 b 定常時における月次の作業内容及び想定スケジュール等

259 c 障害発生時における作業内容等

260

261 ウ 構築・テスト

262 (ア)STATS機器の導入に当たって、サービス提供開始後の運用を十分考慮し、導入  
263 に係る一切の作業を行うこと。

264 (イ)STATS機器に係る全ての導入作業は、請負業者の責任において行うこととし、  
265 現行STATSの運用に支障を来さないようにすること。

- 266 (ウ) 現行 STATS に支障を来した場合、請負業者の負担で復旧処理等を行うものとす  
267 る。
- 268 (エ) 本仕様書で要求する全機能を運用開始日から利用できること。なお、一部機能が  
269 利用できない場合は、代替機能を請負業者の負担で提供すること。
- 270 (オ) 導入・施工において、当省の執務室に立ち入る場合は、原則として、行政機関の  
271 休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項の各号に掲げる日(以  
272 下「行政機関の休日」という。)及び行政機関の休日を除く日(以下「平日」と  
273 いう。)の 18 時 15 分以降とする。ただし、当省の許可を得た場合はこの限り  
274 でない。
- 275 (カ) 施工に当たり、法令等に定められた手続が必要な場合、官公庁等に対し手続を行  
276 うこと。また、手続完了後に担当職員へ報告すること。
- 277 (キ) 工事が発生する又は機器導入及び必要資材の搬入を行う場合、1 週間前までに  
278 詳細な施工方法、施工範囲、作業員名、スケジュール及び使用車両の情報を担当  
279 職員に提出し、承認を得ること。なお、当省が行うべき作業がある場合は、これ  
280 を明示すること。
- 281 (ク) 施工において、請負業者の責に帰する事由による造営物及び道路の損傷、土地踏  
282 み荒らし等、当省及び第三者に与えた損害に対する費用等は、全て請負業者の負  
283 担とする。
- 284 (ケ) 「要件定義書(確定版)」の機能要件及び非機能要件を満たすため、本調達で調  
285 達した OS、ミドルウェア、ソフトウェアをインストールすること。
- 286 (コ) 全ての STATS 機器は、要求する機能を全て満たす設定を施した状態で納入する  
287 こと。
- 288 (サ) STATS 機器の導入・設置の際に、METI-LAN への接続作業を実施すること。接  
289 続設定作業は METI-LAN 担当者等と協議、連携、調整等を行った上で実施する  
290 こと。また、接続作業は行政機関の休日及び当省が指定した日時を除き、METI-  
291 LAN のサービスを停止することなく行うこと。なお、何らかの要因で METI-  
292 LAN 又は STATS のサービスが提供できない場合は、担当職員の指示に従い、  
293 METI-LAN 関係者と連携しつつ早急に原因を解明し、サービスの復旧に努める  
294 こと。
- 295 (シ) 構築時のセキュリティ対策
- 296 a STATS 機器構築時には、構築時のセキュリティ要件を定め、文書化すること。
- 297 b サービス提供開始までに、OS 及びミドルウェア含む全ての STATS 機器につ  
298 いて、第三者による脆弱性検査を行い、問題が発見された場合は是正した上  
299 で納品すること。なお、是正事項は担当職員との協議事項とする。
- 300 (ス) その他必要事項は、担当職員と協議の上、指示に従うこと。
- 301

- 302 エ 運用設計
- 303 (ア) 現行の運用管理サービスカタログを参考にしつつ、「要件定義書（確定版）」の  
304 「Ⅲ.11.(10). 外部接続機能要件」及び「Ⅲ.16. 運用に関する事項」を含めた運用  
305 管理サービスカタログを作成すること。
- 306 (イ) 運用開始日までに「運用管理サービスカタログ」に基づいた運用設計及び設定を  
307 行うこと。
- 308 (ウ) 当省が管理すべき構成情報（「要件定義書（確定版）」の「Ⅲ.16.(8). IT サービス  
309 マネジメント機能」によって得られる情報）について、IT サービスマネジメン  
310 ト機能を用いて登録すること。
- 311
- 312 オ 導入機器関連
- 313 (ア) 導入する機器を構成するハードウェア及び搭載されるソフトウェアのうち、JIS  
314 等の国内規格、ISO 等の国際規格に定めのある製品については、当該規格に準  
315 拠していること。
- 316 (イ) 導入するハードウェア及びソフトウェアは、機器等ごとに機種、バージョンを統  
317 一すること。
- 318 (ウ) 提案時において、いまだ市販化されていない機器等を含める場合には、以下の条  
319 件を遵守すること。
- 320 a いまだ市販化されていない部分の存在及びその範囲を明確にすること。
- 321 b 上記 a に際し、要件を満たす機器等を納品時までに出荷する旨の意思表示を  
322 行い、提供可能である根拠を十分に説明できる資料を提出すること。なお、  
323 請負業者以外が販売する製品については、その説明資料が販売メーカーから正  
324 式に発行された資料であることを証明すること。
- 325 (エ) 要求する機能要件及び性能要件を満たすため、当省コンピュータセンタ（以下、  
326 コンピュータセンタという。）内に機器を設置する場合、設置スペース等に支障  
327 をきたさないことを確認できる、機能、性能等を記述した資料を担当職員に提出  
328 し、承認を得ること。
- 329 (オ) ソフトウェアをカスタマイズする場合、カスタマイズは必要最小限とし、その機  
330 能、性能等を記述した資料を担当職員に提出し、承認を得ること。また、サービ  
331 ス提供期間中の動作を保証すること。
- 332 (カ) 導入する機器に搭載されるソフトウェア及びネットワーク機器のファームウェ  
333 ア類について、導入・設置作業中に入手可能な修正プログラムの適用、不正プロ  
334 グラム（ウイルス・ワーム・ボット・スパイウェア・アドウェア等）（以下「不  
335 正プログラム」という。）定義ファイルの更新を行うこと。なお、適用作業・更  
336 新作業は、担当職員と協議の上、決定するものとする。また、サプライチェーン・  
337 リスクの低減のため、調達した機器等に不正な変更が見つかったときに、追跡調

- 338 査や立入検査等、調達先が連携して原因を調査・排除できる体制を整備すること。
- 339 (キ) 本調達にて導入するハードウェアにおいて、磁気テープ等消耗品を必要とする場  
340 合、請負業者が用意すること。また、全消耗品類の品名、型名、単価、消耗品の  
341 使用目安を一覧にし、当省に提出すること。なお、サービス提供期間中の保守に  
342 必要とされる消耗品は、全て請負業者において用意すること。
- 343 (ク) 上記(キ)の各種消耗品が必要となる場合、運用開始日から利用可能とするため、  
344 初回分をセットして設置すること。
- 345 (ケ) 無停電電源装置等のバッテリーは、サービス提供期間とバッテリーの耐用年数を勘案  
346 し、サービス提供期間において交換用バッテリーの提供と交換作業を行うこと。
- 347 (コ) 導入時に、「要件定義書（確定版）」の「Ⅲ.11.(8). クライアント端末要件」に掲  
348 げる以外のソフトウェアについて、インストール及び設定を行う必要がある場合、  
349 担当職員と協議の上、対応すること。
- 350 (サ) 導入機器は、各サーバ、クライアント端末の OS、クライアント端末にインスト  
351 ールされたソフトウェア等について、運用開始日以前に公開されているセキュリ  
352 ティパッチ、サービスパックを適用すること。なお、適用対象とするセキュリテ  
353 ィパッチ及びサービスパック並びに適用作業については、担当職員と協議の上、  
354 決定すること。
- 355 (シ) 提案時と異なる機器を導入しようとする場合は、提案機器と同等以上の機能及  
356 び性能の機器とするとともに、事前に導入変更理由等について、担当職員の承認  
357 を得ること。
- 358 (ス) 導入する機器の設置を行うこと。
- 359 (セ) サーバ、クライアント端末等の接続のため、当省執務室内、コンピュータセンタ  
360 内、データセンタ内の配線の敷設及びコンピュータセンタとデータセンタとの接  
361 続並びに METI-LAN との接続を行うこと。
- 362 (ソ) クライアント端末、サーバ等に搭載するソフトウェアのインストール及び設定作  
363 業を行うこと。なお、インストール及び設定のためのパラメータ等は、必要に応  
364 じて別途調達する 経済産業省調査統計システムサービスの導入に伴うアプリケ  
365 ーション及びデータ移行業務（以下、「STATS アプリケーション移行作業」とい  
366 う。）請負業者から入手すること。
- 367 (タ) 構築に当たり、情報セキュリティ確保のためのルール遵守及び成果物の確認方法  
368 を定め、当省の承認を得ること。
- 369 (チ) 通電テスト、機器疎通テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、  
370 作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ及び合否判定基準等を記載したテ  
371 スト計画書を作成し、当省の承認を受けること。
- 372 (ツ) 設計工程の成果物及びテスト計画書に基づき、STATS の構築及びテストを行う  
373 こと。

374 (テ) テスト計画書に基づき、各テストの実施状況を当省に報告すること。

375

376 カ STATS の移行

377 (ア) 現行 STATS のファイル共有サーバ及び AD を本調達で用意するサーバに移行  
378 すること。

379 (イ) STATS の移行の方法、環境、ツール、段取り等を記載した移行計画書を作成し、  
380 当省の承認を得ること。当省の承認を得た後、移行作業を行うこと。

381 (ウ) 担当職員及び 次期 STATS アプリケーション移行作業請負業者が実施する  
382 STATS アプリケーション移行作業の支援として、STATS の稼働に必要となる  
383 各種設定や技術情報提供を行い、稼働確認作業の支援を行うこと。また、移行に  
384 係る一連の作業において、必要に応じて移行リハーサルに立ち会い、STATS 機  
385 器に起因した障害への対応等、必要な作業を実施すること。

386

387 キ 教育

388 担当職員を対象に、導入される機器及びソフトウェアの各種設定内容及び操作方法  
389 について研修を実施すること。また、「要件定義書（確定版）」の「Ⅲ.15. 教育に関  
390 する事項」に掲げる外部で開催される情報システムに関連する研修への参加を可能  
391 とすること。

392

393 ク 引継ぎ

394 本調達の設計書、設定情報、作業経緯、残存課題等を文書化し、次期 STATS 運用  
395 管理支援事業者、令和 11 年度（予定）構築事業者に対して確実な引継ぎを行うこ  
396 と。

397

398 (5) 運用・保守に係る作業

399 ア 運用保守実施要領書の作成

400 請負業者は、担当部署が定めるプロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領と整  
401 合をとりつつ、運用保守作業計画書及び当省の指示に基づき、具体的な作業内容や  
402 実施時間、実施サイクル等に関する運用保守実施要領書を作成し、当省の承認を得  
403 ること。

404 なお、運用保守実施要領書の記載内容は標準ガイドライン「第 9 章 運用及び保守」  
405 で定義されているものとする。

406

407 イ 運用保守実施要領書の修正

408 最低でも運用開始後 1 年間は実態に伴う内容の追加・変更の必要性が見込まれる  
409 ため、プロジェクト計画書策定時に予め念頭に置いておくこと。（参考までに現行

- 410 STATS では運用開始後 1 年間で 2 回改訂を実施した。)
- 411 運用開始後に必要になった変更点については、担当職員と協議の上、運用保守実施
- 412 要領書を修正し再納品すること。
- 413
- 414 ウ ハードウェア・ソフトウェアの保守
- 415 導入する STATS 機器に係る全てのハードウェア・ソフトウェアの保守を行うこと。
- 416
- 417 エ 定常時対応
- 418 (ア) 「要件定義書 (確定版)」の運用・保守に関する事項に係る要件に示す定常時保
- 419 守作業 (監視、定期点検、不具合受付等) を行うこと。具体的な実施内容・手順
- 420 は運用保守実施要領書に基づいて行うこと。
- 421 (イ) 運用保守作業計画書及び運用保守実施要領書に基づき、保守作業の内容及び工数
- 422 等の作業実績状況、サービスレベルの達成状況、定期点検状況、リスク・課題の
- 423 把握・対応状況について月次報告書を取りまとめること。
- 424 (ウ) 月間の運用・保守実績を評価し、達成状況が目標に満たない場合はその要因の分
- 425 析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。
- 426 (エ) 月次報告書の内容について、月例の定期保守会議に出席し、その内容を報告する
- 427 こと。
- 428 (オ) 現行の運用管理サービスカタログ及び保守サービスカタログを参考にしつつ、
- 429 「要件定義書 (確定版)」の「Ⅲ.11.(10). 外部接続機能要件」、「Ⅲ.16. 運用に関
- 430 する事項」及び「Ⅲ.17. 保守に関する事項」を含めた運用管理サービスカタログ
- 431 及び保守サービスカタログを作成し、両サービスカタログに基づいた機器運用管
- 432 理及び機器保守サービスを提供すること。
- 433
- 434 オ 障害発生時対応
- 435 (ア) 障害発生時には、当省に連絡の上、「要件定義書 (確定版)」の「Ⅲ.17.(1). イ.障
- 436 害対応作業」を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるも
- 437 のとする。具体的な実施内容・手順は運用保守作業計画書及び運用保守実施要領
- 438 書に基づいて行うこと。
- 439 (イ) STATS の障害に関して事象の分析 (発生原因、影響度、過去の発生実績、再発
- 440 可能性等) を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、
- 441 恒久的な対応策を提案すること。
- 442
- 443 カ STATS の現状確認
- 444 (ア) 請負業者は、システムの構成要素に対する変更を行う際に、「構成管理一覧表」
- 445 への反映を行うこと。構成要素には、機器情報といったシステムを構成する要素

- 446 だけでなく、各種ドキュメント(手順書や項目表、契約情報など)も含むこと。
- 447 (イ)年1回、当省の指示に基づき、4(8)契約金額内訳及び情報資産管理標準シート
- 448 の提出」のウで作成する資料及び「構成管理一覧表」とSTATSの現況との突合・
- 449 確認を行うこと。
- 450
- 451 キ 保守作業の改善提案
- 452 年1回、年間の保守実績を取りまとめるとともに、必要に応じて運用保守作業計画
- 453 及び運用保守実施要領に対する改善提案を行うこと。
- 454
- 455 ク 引継ぎ
- 456 令和8年度(予定)要件定義支援事業者、令和8年度(予定)概念実証事業者及び
- 457 令和10年度(予定)構築事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供、
- 458 質疑応答等及びSTATS機器からのデータの抽出作業等の協力を行うこと。
- 459
- 460 (6) GSS ネットワーク接続切替作業
- 461 ア 事前調査
- 462 GSS ネットワークへの移行に伴い、新しいネットワーク設定や情報等が提供され
- 463 ることから、STATS 機器において設定変更等が必要な範囲を調査し特定すること。
- 464 その際、担当職員・GSS 担当者等と要件等の確認作業を行い、設定作業に向けた協
- 465 議、連携、調整等を実施すること。
- 466 なお、スケジュール等の詳細な情報については「表 6 閲覧資料」の「GSS 移行に
- 467 係る作業スケジュール等」を参照すること。
- 468
- 469 イ 設定変更
- 470 STATS 機器の設定変更に必要な作業手順を確認し、手順書を作成すること。
- 471 なお、STATS 機器の設定変更を行う際は、STATS サービスへの支障が無い事を確
- 472 認し、担当職員の下承を得ること。また、設定後は、以下「ウ 動作確認」において
- 473 該当する項目を実施すること。
- 474
- 475 ウ 動作確認
- 476 設定変更時の動作確認項目は、以下のとおりとする。疑義等がある場合は担当職員・
- 477 GSS 担当者等と協議の上、対応を検討すること。
- 478 ① クライアント基盤(以下、「GSS-PC」という。)からSTATS を利用できること。
- 479 ② GSS ネットワークを経由して政府統計共同利用システムとの疎通が確認できる
- 480 こと。
- 481 ③ GSS ネットワークを経由した時刻同期機能が確認できること。

- 482 ④ GSS ネットワークを經由して複合機が利用できること。  
483 ⑤ STATS ファイルサーバが利用できること。  
484 ⑥ STATS のメール発信機能を利用したメールを GSS-PC で受信できること。  
485  
486 エ 切替テスト  
487 本番切替に先立ち、GSS ネットワークへの切替テスト（以下「テスト」という。）  
488 を実施すること。テストは、上述イの手順書を用いて、以下の作業を実施すること。  
489 また、テストにおいて手順に変更を生じる場合は、手順書の修正等必要な対応をす  
490 ること。  
491 テスト実施日については、担当職員と調整を行うこと。テストは、業務への影響を  
492 考慮し、行政機関の休日に行うことを想定している。  
493 ① STATS 機器の設定変更  
494 ② STATS 機器の動作確認（切替え後の確認作業）  
495 ③ STATS 機器の設定変更の切戻し  
496 ④ STATS 機器の動作確認（切戻し後の確認作業）  
497  
498 オ GSS ネットワークへの切替え及び変更箇所の設計書への反映  
499 STATS 機器から、GSS ネットワークに接続できるよう切替作業を実施した後、上  
500 述ウの動作確認を行うこと。また、GSS ネットワークへの切替え作業において、設  
501 定を変更した情報を納入済みの成果物に反映するとともに、当該作業に伴う設定変  
502 更箇所一覧を作成すること。なお、GSS ネットワークへの切替えは、業務への影響  
503 を考慮し、休日に実施することを想定している。  
504  
505 (7) 定例会等の実施  
506 ア 請負業者は、定例会を週次で開催するとともに、業務の進捗状況を作業実施要領に  
507 基づき報告すること。  
508 イ 担当部署から要請があった場合、又は、請負業者が必要と判断した場合、必要資料  
509 を作成の上、定例会とは別に会議を開催すること。  
510 ウ 請負業者は、会議終了後、3 日以内（行政機関の休日を除く。）に議事録を作成し、  
511 担当部署の承認を得ること。  
512  
513 (8) 契約金額内訳及び情報資産管理標準シートの提出  
514 ア 請負業者は、標準ガイドライン「別紙 2 情報システムの経費区分」に基づき区分  
515 等した契約金額の内訳が記載された情報資産管理標準シートのエクセルの電子デ  
516 ータを契約締結後速やかに提出すること。  
517 イ 請負業者は、当省が定める時期に情報資産管理標準シートを提出すること。

- 518 ウ 請負業者は、当省が指定する様式について当省が定める時期に提出すること。
- 519 (ア) 構築規模の管理
- 520 STATS の構築規模（工数等）の計画値及び実績値。
- 521 (イ) ハードウェアの管理
- 522 STATS を構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、
- 523 保守期限等。
- 524 (ウ) ソフトウェアの管理
- 525 STATS を構成するソフトウェア製品の名称（エディションを含む。）、バージョ
- 526 ン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等。
- 527 (エ) 回線の管理
- 528 STATS を構成する回線の回線種別、回線サービス名、事業者名、使用期間、ネ
- 529 ットワーク帯域等。
- 530 (オ) 外部サービスの管理
- 531 STATS を構成するクラウドコンピューティングサービス等の外部サービスの
- 532 外部サービス利用形態、使用期間等
- 533 (カ) 施設の管理
- 534 STATS を構成するハードウェア等が設置され、又は STATS の運用業務等に用
- 535 いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する
- 536 情報等。
- 537 (キ) 公開ドメインの管理
- 538 STATS が利用する公開ドメインの名称、DNS 名、有効期限等。
- 539 (ク) 取扱情報の管理
- 540 STATS が取扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等。
- 541 (ケ) 情報セキュリティ要件の管理
- 542 STATS の情報セキュリティ要件。
- 543 (コ) 指標の管理
- 544 STATS の運用及び保守の間、把握すべき KPI 名、KPI の分類、計画値等の案。
- 545 (サ) 各データの変更管理
- 546 STATS の保守において、構築規模の管理、ハードウェアの管理、ソフトウェア
- 547 の管理、回線の管理、外部サービスの管理、施設の管理、公開ドメインの管理、
- 548 情報セキュリティ要件の管理、指標の管理の各項目についてその内容に変更が
- 549 生じる作業をしたときは、当該変更を行った項目。
- 550 (シ) 作業実績等の管理
- 551 情報システムの保守中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由。
- 552
- 553 (9) 成果物

554 ア 成果物名  
 555 本業務の成果物を「表 3 成果物一覧」に示す。記載の納品期限までに納品し、体  
 556 裁等を整えた最終版は令和 11 年 10 月 31 日までに納品すること。

表 3 成果物一覧

No.	工程	成果物名	納品期日
1	プロジェクト計画	プロジェクト計画書	契約締結日から5営業日以内、以降段階的に改訂する都度
2		プロジェクト管理要領	契約締結日から5営業日以内、以降段階的に改訂する都度
3		情報セキュリティ管理計画書	契約締結日から5営業日以内、以降変更のある都度
4	要件定義	要件定義書（確定版）	要件定義工程完了時
5	設計	設計・構築実施計画書	要件定義工程完了後速やかに、以降変更のある都度
6		設計・構築実施要領	
7		リスク一覧	随時
8		進捗管理関連資料（スケジュール、進捗報告書、議事録等）	
9		ネットワーク構成図（物理／論理）	
10		基本設計書	令和8年4月1日、以降変更のある都度
11		詳細設計書（パラメータシートを含む）	令和8年4月1日、以降変更のある都度
12	構築・テスト	総合テスト仕様書、テスト項目表及び結果報告書	「設計・構築実施計画書」に定めた期限
13		テスト計画書	
14		テスト実施報告書	
16		移行計画書	
17		移行設計書	
18		移行手順書	
19		移行実施報告書	令和8年5月15日

No.	工程	成果物名	納品期日
20	運用・保守	運用保守作業計画書	令和8年4月1日、以降変更のある都度
21		運用保守実施要領書	令和8年4月1日、以降変更のある都度
22		月次報告書	運用開始月翌月、以降毎月
23		年次報告書	
24		機器別操作マニュアル	令和8年4月1日、以降変更のある都度
25		運用管理サービスカタログ (運用管理で提供される各種機能及びその指標の一覧(バックアップ回数、目標時間、機器の死活監視間隔、ログ収集間隔等))	令和8年4月1日、以降変更のある都度
26		保守サービスカタログ(請負業者から提供される保守サービスとその指標の一覧(障害発生時の一次切り分けや根本原因解明にかかる時間、セキュリティパッチの情報提供時間及び公表されてから適用するまでの期間、クライアント端末障害対応目標時間、定期保守の頻度等))	令和8年4月1日、以降変更のある都度
27		構成情報一覧表(ハードウェア、ソフトウェア、ライセンス、製品名、型番、シリアル番号、基本仕様(CPU、メモリ、ディスク、I/F等)、MACアドレス、周辺機器仕様等)	令和8年4月1日、以降変更のある都度
28		外部接続利用者用マニュアル	令和8年4月1日、以降変更のある都度
29	GSSネットワーク接続切替作業	作業手順書	「設計・構築実施計画書」に定めた期限
30		作業完了報告書	
31		設定変更箇所一覧	
32	その他	情報資産管理標準シート及びシステム情報整理資料	随時

558

559

560 イ 成果物の納品方法

561 (ア) 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国内においても英字で表記  
562 されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。

563 (イ) 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方（令和4年1月  
564 7日文化審議会建議）」を参考にすること。

565 (ウ) 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考に  
566 すること。

567 (エ) 成果物は電磁的記録媒体（DVD）により作成し、当省から特別に示す場合を除  
568 き、原則電磁的記録媒体（DVD）を正1部、副1部を納品すること。

569 (オ) 電磁的記録媒体の納品については、Microsoft 社 Windows10 及び Windows11  
570 で読込可能な形式で納品すること。また、ファイルは Microsoft 365（Word、  
571 Excel、PowerPoint、Visio、Access）又は Adobe Acrobat Pro で確認が可能な  
572 ファイル形式で作成すること。

573 (カ) 納品後、当省において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品す  
574 ること。

575 (キ) 成果物の作成に当たって、METI-LAN 内で利用可能とされる汎用的な形式を利用  
576 すること。特別なツールを使用する場合は、担当部署の承認を得ること。

577 (ク) 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすること  
578 のないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意  
579 すること。

580 (ケ) 納品する電磁的記録媒体は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う  
581 などして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処する  
582 こと。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パタ  
583 ーンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

584

585 ウ 成果物の納品場所

586 原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、当省が納品場  
587 所を別途指示する場合はこの限りではない。

588

589 東京都千代田区霞が関1-3-1

590 経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室

591

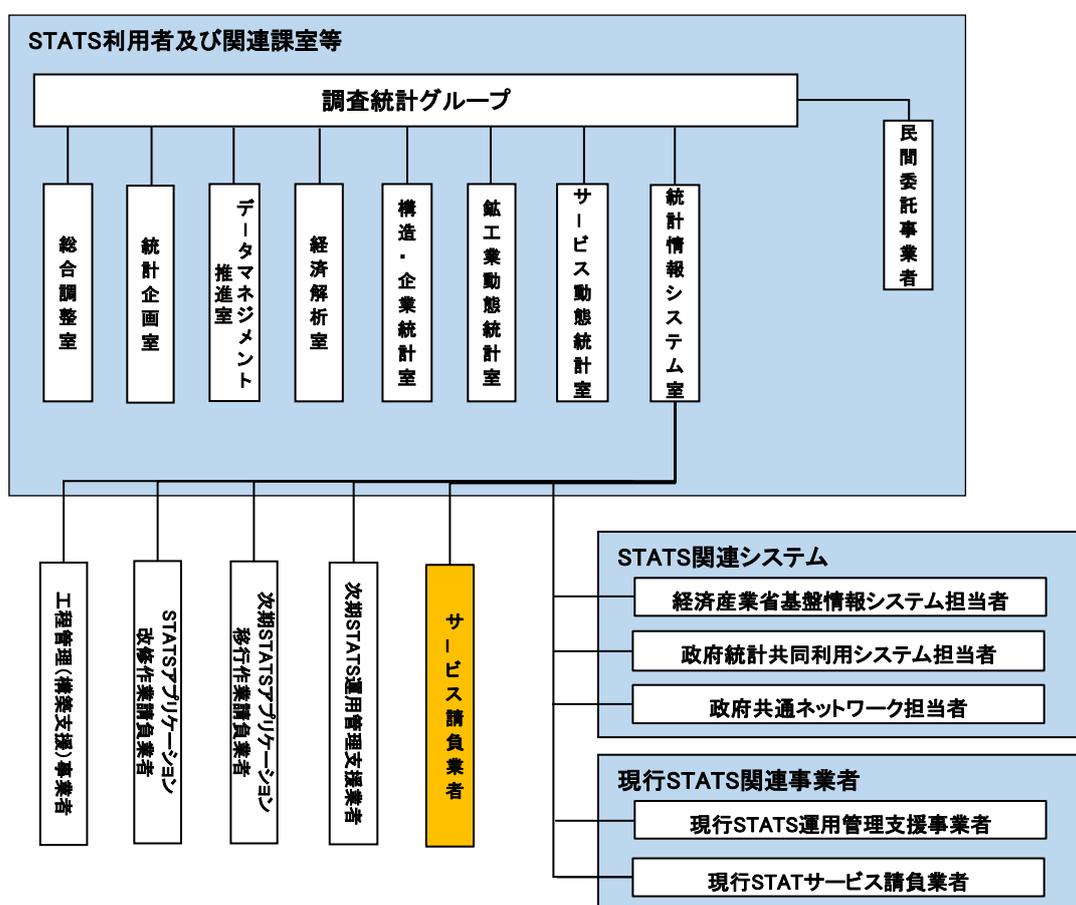
592

593 5 作業の実施体制・方法

594 (1) 作業実施体制

595 本業務の推進体制及び本業務請負業者に求める作業実施体制は下図（図 3 本業務  
 596 の推進体制、表 5 本業務請負業者に求める作業実施体制の役割）及び下表（表 4 本  
 597 業務における組織等の役割、表 5 本業務請負業者に求める作業実施体制の役割）の  
 598 とおりである。なお、請負業者内の人員構成については想定であり、請負業者決定後  
 599 に協議の上、見直しを行う。また、請負業者の情報セキュリティ対策の管理体制につ  
 600 いては、作業実施体制とは別に作成すること。

601  
 602



603  
 604  
 605  
 606

図 3 本業務の推進体制

表 4 本業務における組織等の役割

組織等	本業務における役割
統計情報システム室 (担当部署)	STATSの管理組織 (PJMO) として、本業務の進捗等を管理する。
サービス請負業者	・担当部署を通じて、次期STATSの機器構築・保守業務

組織等	本業務における役割
(本業務請負業者)	に係る支援を行う。
現行STATSサービス請負業者	担当部署を通じて、現行STATSの機器保守業務に係る支援を行う。
現行STATS運用管理支援事業者	担当部署を通じて、現行STATSの情報提供に係る支援を行う。
次期STATSアプリケーション移行作業請負業者	担当部署を通じて、次期STATSの導入に伴うアプリケーション及びデータ移行業務の請負業者を示す。
次期STATS運用管理支援事業者	担当部署を通じて、次期STATSの運用、アプリケーション保守業務に係る支援を行う。
STATSアプリケーション改修作業請負業者	担当部署を通じて、アプリケーションの改修作業に係る支援を行う。
工程管理（構築支援）事業者	担当部署を通じて、次期STATS構築の工程管理に係る支援を行う。

607

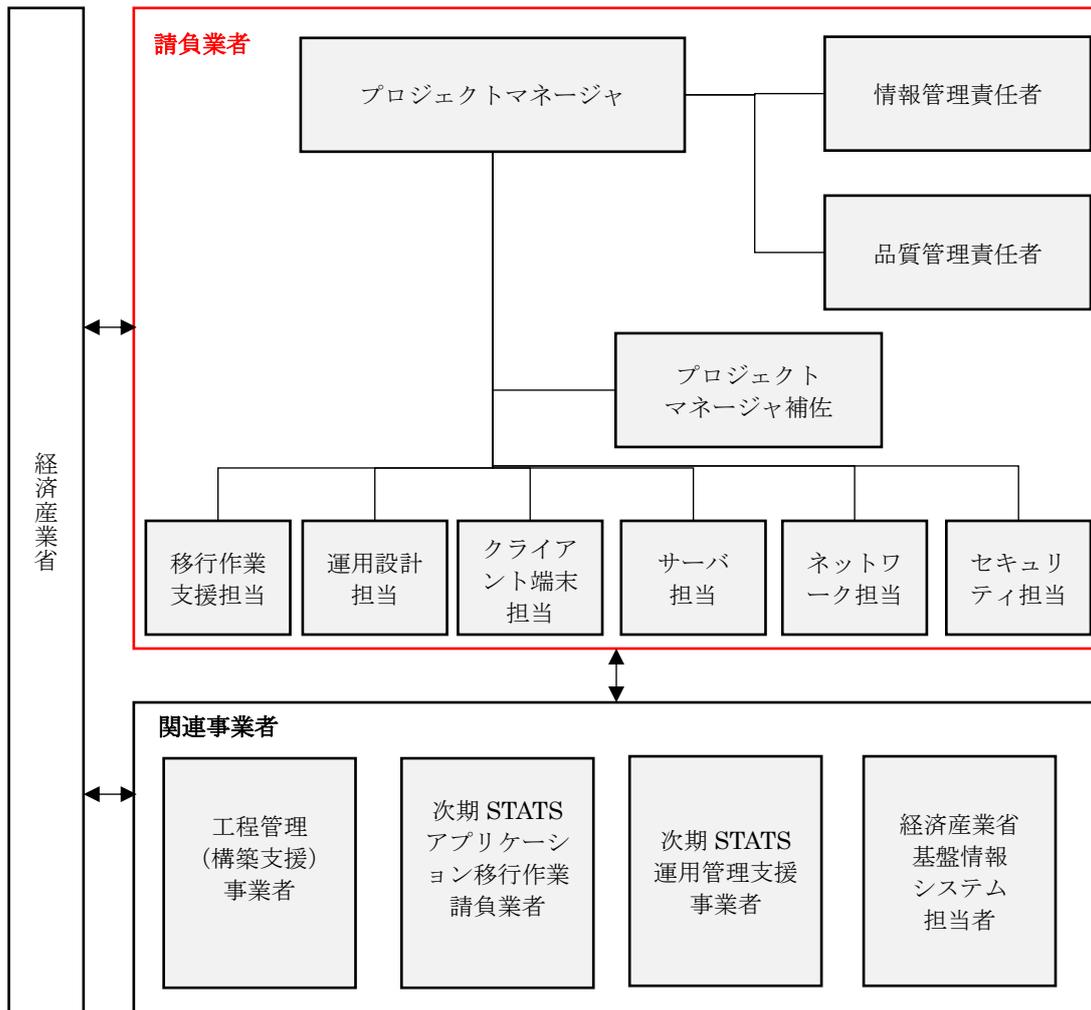


図 4 本業務請負業者に求める作業実施体制

表 5 本業務請負業者に求める作業実施体制の役割

組織等	本業務における役割
プロジェクトマネージャ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業全体を統括し、必要な意思決定を行う。また、各関連する組織・部門とのコミュニケーション窓口を担う。</li> <li>・原則として全ての進捗会議に出席する。</li> <li>・本事業の契約期間中は専任でこれに当たるものとする。</li> </ul>
プロジェクトマネージャ補佐	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業全体の統括補佐をし、必要な意思決定の補佐を行う。また、各関連する組織・部門とのコミュニケーション窓口を担う。</li> <li>・原則として全ての進捗会議に出席する。</li> <li>・本事業の契約期間中は専任でこれに当たるものとする。</li> <li>・基本設計書を作成する際は、別紙1「要件定</li> </ul>

組織等	本業務における役割
	義書」に記載している要件が網羅されていることを確認できる資料の作成を担当する。
品質管理責任者	・本業務全体において所定の品質を確保するため、監視・管理を担う。
情報管理責任者	・本業務の情報取扱い全てに関する監督を担う。
移行作業支援担当	・STATSの移行作業の支援を担当する。
運用設計担当	・運用設計業務を担当する。
クライアント端末担当	・クライアント端末の設定作業を担当する。
サーバ担当	・サーバ構築を担当する。
ネットワーク担当	・ネットワーク構築を担当する。
セキュリティ担当	・セキュリティ対策及びそれに基づいた構築を担当する。

612

613 (2) 作業要員に求める資格等の要件

614 本業務における作業要員に求める資格等の要件は以下の通りである。

615 ア プロジェクトマネージャは、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年 5 月 22 日  
616 法律第 90 号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネー  
617 ジャ試験の合格者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選  
618 択科目とする者））の資格を有すること。ただし、当該資格保有者等と同等の能力  
619 を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある  
620 （その根拠を明確に示し、当省の理解を得ること。）。

621 イ プロジェクトマネージャ又は補佐のいずれかは、経済産業大臣が認定する情報処理  
622 技術者（プロジェクトマネージャ）又は米国 PMI 認定の PMP（Project  
623 Management Professional）の資格若しくは同等の資格を有すること。

624 ウ プロジェクトマネージャ又は補佐のいずれかは、実現したい機能を具体化する要件  
625 定義（システムアーキテクト）に必要なスキルを必要に応じて記載していること。  
626 情報処理技術者試験制度の「システムアーキテクト」試験の合格者又はこれらと同  
627 等の技術水準を満たすこと。

628 エ プロジェクトマネージャ又は補佐のいずれかは、システム構築等の情報処理業務の  
629 経験年数が 10 年以上であり、システム構築実績について、24 台以上のサーバで構  
630 成された利用者数 500 人以上のシステム構築におけるマネジメントの経験を有す  
631 ること。

632 オ プロジェクトマネージャ又は補佐のいずれかは、平日 8 時 30 分から 18 時 15 分の  
633 時間帯は必ず担当職員から連絡を行え、かつ各担当リーダーを直接指揮できる状態  
634 （電話等による各担当リーダーへの指示を含む。）にすること。ただし、担当職員の

635 了承を得て、各担当リーダが一時的代理として対応することができる。  
636 カ プロジェクト管理を適切に行うため、当省からの改善指示に対する改善策を実施後  
637 1 週間経過しても、プロジェクトの進捗状況が好転しない場合、当省から請負業者  
638 に対して、プロジェクトマネージャ及び要員の交代を求めることができる。その場  
639 合、代替要員を 2 週間以内に選任し、担当職員の下承を得ること。

640

### 641 (3) 作業場所

642 ア 本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、  
643 請負業者の責任において用意すること。また、必要に応じて担当部署が現地確認を  
644 実施することができるものとする。

645 イ 当省職員が出席する会議は当省職員が指定する会議室又は Web 会議で行うこと。

646 ウ 作業場所は、原則請負業者の費用負担により用意した場所で行うこと。ただし、請  
647 負業者は、事前に当省職員と協議し、承認を得た場所で作業を行うことができるも  
648 のとする。

649 エ 作業場所の選定にあたっては、経済産業省情報セキュリティ対策基準を遵守の上、  
650 当省の承認を得ること。

651 オ 作業場所を当省外に設ける場合は、上記規程を遵守の上、個人情報や機密情報等の  
652 データを当省外から取得できないよう対策を講じること。

653 カ 当省職員が請負業者に貸与できる場所、機器等については、必要に応じて当省職員  
654 と請負業者の間で協議して定めることとする。万一、当省職員が請負業者に貸与し  
655 た場所、機器等に損害が生じた場合には、請負業者がその復旧に係る費用を負担す  
656 ること。

657

### 658 (4) プロジェクト計画に関する事項

659 請負業者は、契約締結後 5 営業日以内に作業体制とともに作業内容及びスケジュ  
660 ル等について記載したプロジェクト計画書を策定し、当省担当職員に提出した上で、  
661 その承認を受けること。

662 請負業者が作成するプロジェクト計画書には、マスタスケジュール、体制、開発方針  
663 の他、進捗管理、課題管理、変更管理、リスク管理、コミュニケーション管理、情報セ  
664 キュリティ管理の各方法に加え、その他請負業者が有効なプロジェクト管理を行うた  
665 めに有効と思われるものについて、当省担当職員と請負業者が検討し決定した項目に  
666 ついて記すものとする。

667 なお、作業体制には、システム開発作業責任者、システム開発作業に係る個人情報取  
668 扱責任者及びシステム開発作業担当者の氏名及び所属、担当作業の内容、指揮命令系  
669 統、情報セキュリティ対策に係る管理・連絡体制並びに連絡先を明記しなければならない。  
670

671

672 (5) プロジェクトの管理に関する要領

673 ア プロジェクト管理要領

674 本プロジェクトを円滑に推進するために実施するプロジェクト管理の方法につい  
675 て、「プロジェクト管理要領」に定義すること。記載する項目は以下の通り。

676 (ア) 進捗管理

677 プロジェクトの状況を正しく把握し、計画工数内で、所定の期日までに成果物を  
678 作成することを目的として、進捗管理手法を提示し、進捗管理を実施する方法を  
679 提案すること。

680 進捗については週次進捗報告書及び月次進捗報告書を作成し、進捗会議を開催  
681 して報告することとする。

682 (イ) 課題管理

683 プロジェクトとして約束した成果物とその品質及び納期に影響を及ぼす、すで  
684 に顕在化している事象を課題として管理する。課題の管理に当たっては、その事  
685 象、解決策、解決期日、解決担当者等を記した課題管理台帳を作成し、適宜、更  
686 新して管理することを想定している。

687 (ウ) リスク管理

688 まだ発生していないが、顕在化すればプロジェクトとして約束した成果物とそ  
689 の品質及び納期に影響を及ぼす可能性のある事象をリスクとして管理する。リス  
690 クの管理では、その事象、対応策を当省と協議の上決定するが、その対応策をす  
691 ぐには実施せず、一旦は、状況を監視し、顕在化の恐れが高まった際に実施する。  
692 リスク管理においては、その監視方針と対応策実施の契機となる状態を定義も合  
693 わせて台帳管理する。

694 (エ) 変更管理

695 プロジェクト実施中に要件及び設計等、最終的に納入物の機能や非機能、数量等  
696 に影響を及ぼすような変更の要望が発生した際には変更管理を行う。変更管理は、  
697 変更要望の受付、要望の受諾/却下の検討と合意・承認、これに基づく要件やプロ  
698 ジェクト計画の変更と承認といったプロセスを管理するものであり、本仕様書に  
699 基づく提案書には、そのプロセスと体制、使用するツール類等について記す他、  
700 変更に関わる作業の進捗について管理する方法も記載すること。

701 (オ) コミュニケーション管理

702 当省と請負業者がプロジェクトにおいて発生する各種情報を効率的に取得、共  
703 有、通知及び伝達するとともに、必要な事項について決定するためのコミュニケ  
704 ーションを管理する。当省と請負業者の体制及び地理的、時間的な条件を考慮し、  
705 最も効率的で正確かつ記録に残る方法を、情報や決定事項の類型に基づいて決定  
706 し、その実施を管理する。

707           なお、重要事項の決定を行う会議体の計画については、特にその出席者と決定す  
708           べき事項が予定通りであるかを管理し、計画を逸脱する事象が発生した際には、  
709           課題あるいは発生した事象により懸念されるリスクとしてこれを管理すること  
710           を検討する。これらを考慮して有効なコミュニケーション管理の方法を提案する  
711           こと。

712           (カ) 情報セキュリティ管理

713           業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの  
714           構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、  
715           情報セキュリティ対策を実施すること。

716           なお、「6(2)機密保持、資料の取扱い」及び「6(4)個人情報の取扱い」を参照の  
717           上、必要な体制、プロセス、ツール等を参照すること。

718

719           イ その他

720           (ア) 常に作業実績を把握し、計画との差異分析を行い、必要に応じて導入スケジュー  
721           ルの変更等の対応措置を取ること。なお、対応措置を実施後1週間経過しても、  
722           プロジェクトの進捗状況が好転しない場合、当省から請負業者に対して、責任者、  
723           補佐、各担当リーダー、要員の交代を求めることができる。その場合、請負業者は、  
724           代替要員を2週間以内に選任し、担当職員の上承を得ること。

725           (イ) その他、役割分担は本仕様書閲覧資料「表7 付属資料」の「各主体の役割分担」  
726           を参照すること。

727

728           6 作業の実施に当たっての遵守事項

729           (1) 情報セキュリティ要件

730           別記「情報セキュリティに関する事項」に基づき、作業を行うこと。

731

732           (2) 機密保持、資料の取扱い

733           本業務における機密保持、資料の取扱は、以下の通りとする。

734           ア 受注した業務以外の目的で利用しないこと。

735           イ 当省が開示した情報、契約履行過程で生じた成果物及び本業務の履行上知り得た一  
736           切の事項について、いかなる場合にもこれを当省が開示することを認めていない第  
737           三者に開示又は漏えいしてはならない。

738           ウ 情報の開示を受けるにあたっては、開示する情報の内容、範囲、期限、開示を受け  
739           たものによる管理方法、使用後の措置を当省と協議の上取り決めること。

740           エ 情報の開示を受けるにあたっては、「機密保持体制表」を作成し、当省の上承を得  
741           ること。

742           オ 本業務を実施する上で、開示を受けた情報、作成及び出力した一切の資料について

- 743 は、当省の了承を得ずに本業務の作業場所以外に持ち出さないこと。
- 744 カ 上記の開示又は漏えい防止、当省の了承を得ることについては、本業務の受注期間  
745 終了後も同様とする。
- 746 キ 請負業者は、情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった  
747 場合に直ちに報告する義務や、請負業者の責に起因するセキュリティインシデント  
748 での損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- 749 ク 当省が提供する本業務に関連する文書等については、当省と協議の上、決定した場  
750 所に保管し、原則として、契約期間終了時まで返却又は裁断・溶解等の処分を行  
751 うこと。
- 752 ケ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、  
753 必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。
- 754 コ 本業務で作成したプログラム及びデータは事前に許可した機器やディレクトリの  
755 みに格納すること。
- 756 (3) 情報管理体制
- 757 ア 請負業者は本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、  
758 発注者に対し「情報取扱者名簿」（氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が記  
759 載されたもの）及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報  
760 管理体制図）」（別紙2）を契約前に提出し、担当職員の同意を得ること。（住所、  
761 生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であ  
762 っても担当部署から求められた場合は速やかに提出すること。）なお、情報取扱者  
763 名簿は、契約業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。  
764 （確保すべき履行体制）
- 765 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、当  
766 省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達  
767 又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。
- 768 イ 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいして  
769 はならないものとする。ただし、担当職員の承認を得た場合は、この限りではない。
- 770 ウ アの情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿 に  
771 変更がある場合は、予め担当職員へ届出を行い、同意を得なければならない。

772

#### 773 (4) 個人情報の取扱い

- 774 ア 個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月  
775 日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易  
776 に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる  
777 ものを含む。）をいう。以下同じ。）の取扱いに係る事項について当省と協議の上決  
778 定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。

- 779 (ア) 個人情報の取扱いに関する責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報  
780 の取扱いに関する責任者等の管理体制
- 781 (イ) 個人情報の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果におい  
782 て問題があった場合の対応等）
- 783 イ 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務な  
784 ど個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認  
785 識を徹底させること。なお、請負業者はその旨を証明する書類を提出し、当省の承  
786 認を得たうえで実施すること。
- 787 ウ 個人情報を複製する際には、事前に担当部署の承認を得ること。なお、複製の実施  
788 は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように  
789 破棄・消去を実施すること。なお、請負業者は廃棄作業が適切に行われた事を確認  
790 し、その保証をすること。
- 791 エ 請負業者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる  
792 事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずると  
793 ともに、担当部署に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応  
794 等について直ちに報告すること。
- 795 オ 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解  
796 除の措置を受けるものとする。

797

#### 798 (5) 法令等の遵守

799 請負業者は、本件に係る各種計画及び方針、並びに関連する各種法令として以下を遵  
800 守すること。

801 ア 民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）

802 イ 刑法（明治 44 年 4 月 24 日法律第 45 号）

803 ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54  
804 号）

805 エ 著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）

806 オ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）

807 カ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58  
808 号）

809 キ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成  
810 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）

811 ク 統計法（平成 19 年 5 月 23 日法律第 53 号）

812

#### 813 (6) 標準ガイドラインの遵守

814 本業務の実施に当たっては、原則として標準ガイドライン等に記載された事項を遵

815 守ること。

816 また、今後契約期間中に当該文書が改定された場合には、それに従うこととするが、  
817 より良い作業の進め方について提案がある場合には、担当職員に提案、協議の上、当  
818 該提案に基づき実施してもよい。

819

## 820 (7) その他文書、標準への準拠

### 821 ア プロジェクト計画書等

822 本業務の遂行に当たっては、担当部署が定めるプロジェクト計画書及びプロジェクト  
823 管理要領との整合を確保して行うこと。

### 824 イ プロジェクト標準

825 開発に当たっては、「経済産業省調査統計システム(STATS) 開発規約 Ver1.0 コ  
826 ーディング規約」に準拠して作業を行うこと。

### 827 ウ アプリケーション・コンテンツの作成規程

- 828 ・ 提供するアプリケーション・コンテンツに不正プログラムを含めないこと。
- 829 ・ 提供するアプリケーションにぜい弱性を含めないこと。
- 830 ・ 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログ  
831 ラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- 832 ・ 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等  
833 がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケ  
834 ーション・コンテンツの提供先に与えること。
- 835 ・ 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、ぜい弱性が存在するバージ  
836 ョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を  
837 低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないよ  
838 う、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- 839 ・ サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報  
840 が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コン  
841 テンツに組み込まれることがないよう開発すること。
- 842 ・ 「.go.jp」で終わるドメインを使用してアプリケーション・コンテンツを提供す  
843 ること。

844

## 845 (8) 規程等の説明等

846 「経済産業省情報セキュリティ管理規程」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準」  
847 等、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

848 なお、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」は、「政府機関等のサイバーセキュリ  
849 ティ対策のための統一基準群」（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされ  
850 ていることから、請負業者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合に

851 は、本業務に関する影響分析を行い、担当職員と協議の上、必要な措置を講ずること。

852

853 (9) 情報システム監査

854 別記「情報セキュリティに関する事項」を参照すること。

855

856

857 7 成果物の取扱いに関する事項

858 (1) 知的財産権の帰属

859 本件受注業務の作業により作成する成果物の著作権に関する記載は、以下の請負契  
860 約書に定める条項に従うこと。

861 [https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/keiyaku\\_format.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_format.html)

862

863 (2) 契約不適合責任

864 契約不適合責任について本要件と契約条項その他契約不適合に定める本契約の各規  
865 定が相違する場合、本要件の規定を優先する。

866 ア 請負業者は、業務が完了した後でも、その成果物もしくは役務行為の成果が種類、  
867 品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）  
868 ときは、請負業者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の履行の追  
869 完をさせることができる。

870 イ 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求する  
871 には、検収から1年以内であって、かつその契約不適合の事実を知った時から1年  
872 以内に請負業者に通知することを要する。ただし、請負業者が、本業務の成果物も  
873 しくは役務行為の成果を発注者に引き渡した時において、その契約不適合を知り、  
874 又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

875 ウ 請負業者は、本業務の成果物もしくは役務の成果について、契約不適合のある場合、  
876 速やかに、履行を追完すること。

877 エ 前項の規定により、追完を行うときには、不適合の原因と追完の方法、追完を行っ  
878 た場合の影響について当省に提示し、了承を得ること。

879 オ 請負業者は、当省が了承した計画にもとづいて、調査及び必要な修補又は履行の追  
880 完を実施するとともに設計書、マニュアル等の関連する成果物も併せて修正の上、  
881 提出すること。

882 カ 請負業者が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、発注者は、請負業者の負  
883 担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて請負業者に対す  
884 る対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、請  
885 負業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に  
886 履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか発注者

887 が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであると  
888 きは、発注者は、請負業者に対し、第1項の催告をすることなく、発注者の負担に  
889 おいて直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

890

### 891 (3) 検収

892 ア 本業務の請負業者は、「4(9)成果物」に記載の本仕様書に基づく契約の目的物につ  
893 いて、納品期日までに当省に内容の説明を実施し検収を受けること。

894 イ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、  
895 改修、交換等を行い、変更点について当省に説明を行った上で、指定された日時ま  
896 での再度納品すること。

897

## 898 8 入札参加資格に関する事項

### 899 (1) 競争参加資格

900 ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、  
901 被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同  
902 条中、特別の理由がある場合に該当する。

903 イ 公告日において令和 45・56・67年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、  
904 「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、ソフトウェア開発の営業品目を選択し  
905 た者であること。

906

### 907 (2) 公的な資格や認証等の取得

908 ア 応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

909 (ア) 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」（登録活  
910 動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が  
911 有していること。

912 (イ) 上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステム  
913 を有している事業者であること(管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、  
914 品質管理手順規定等を提示すること)。

915 イ 応札者は、情報セキュリティに係る以下(ア)及び(イ)～(エ)のいずれかの条  
916 件を満たすこと。

917 (ア) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」  
918 の認証を有していること。

919 (イ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受  
920 けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立しているこ  
921 と。

922 (ウ) 「JIS Q 15001」に適合した個人情報保護マネジメントシステムを有することに

923 ついて、第三者の制度による認証を受けていること。  
924 (エ) 個人情報扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に  
925 認定された事業者であること。

926

### 927 (3) 受注実績

928 過去5年以内に、「STATS と同等規模」以上のシステム構築を行った実績を有するこ  
929 と。同等規模の定義については以下のとおり。

- 930 ・ 論理サーバを含む 30 台以上のサーバ (Windows、UNIX、Linux) で構成されて  
931 いる。
- 932 ・ プログラム言語として「Java」、「SQL」及び「XML」を全て用いている。
- 933 ・ ミドルウェアとして RDBMS「Oracle19c」の EE (Enterprise Edition) 及びシ  
934 ステム運用管理「JP1」を用いている。
- 935 ・ クライアントソフトウェアとして、CSS2.1 に準拠したウェブブラウザを用いて  
936 いる。

937

### 938 (4) 履行可能性審査に関する要件

939 本業務及び情報セキュリティ管理の履行可能性を証明するため、以下の書類を提出  
940 すること。

- 941 ・ プロジェクト計画書 (案) とともに WBS を提出すること。WBS のワークパッ  
942 ケージは作業ではなく成果物を分解したものとし、ワークパッケージの粒度は概  
943 ね 1 週間程度とする。
- 944 ・ 別記「情報セキュリティに関する事項」に基づいた情報セキュリティ管理計画書  
945 (案)。なお、本業務で取り扱う情報等の特性を十分に踏まえて作成したもので  
946 あること。

947

## 948 9 下請負に関する事項

### 949 (1) 下請負の制限及び下請負を認める場合の条件

950 ア 本業務の請負業者は、業務を一括して又は主たる部分 (プロジェクト管理業務) を  
951 下請負 (作業の一部を第三者に委任し、又は請負わせること。以下同じ。) しては  
952 ならない。

953 イ 請負業者におけるプロジェクトマネージャを下請負先事業者の社員や契約社員と  
954 することはできない。

955 ウ 請負業者は下請負先の行為について一切の責任を負うものとする。

956 エ 下請負先における情報セキュリティの確保については請負業者の責任とする。

957

### 958 (2) 承認手続

- 959 ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により下請負する場合には、あらかじめ下請負の相手方の商号又は名称及び住所並びに下請負を行う業務の範囲、下請負の必要性及び契約金額等について当省に提示し、必要に応じ書面を作成し当省の承認を得ること。
- 960
- 961
- 962
- 963 イ 上記アによる下請負の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、上記ア同様に下請負に関する書面を当省に提出し、承認を得ること。
- 964
- 965 ウ 下請負の相手方が更に下請負を行うなど複数の段階で下請負が行われる場合（以下「再下請負」という。）には、当該再下請負の相手方の商号又は名称及び住所並びに再下請負を行う業務の範囲、再下請負の必要性及び契約金額等について当省に提示し、必要に応じ書面を作成し当省の承認を得ること。
- 966
- 967
- 968

969

### 970 (3) 下請負先の契約違反等

971 下請負先において、本仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、請負業者が一切の責任を負うとともに、当省は、当該下請負先への下請負の中止を請求することができる。

972

973

974

975

## 976 10 その他特記事項

### 977 (1) 入札公告期間中の資料閲覧等

978 本業務の実施に参考となる過去の類似業務の報告書等に関する資料については、当省内にて閲覧可能とする。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連絡の上、閲覧日時を調整すること。

979

980

#### 981 ア 資料閲覧場所

982 経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室内

#### 983 イ 閲覧期間及び時間

984 (ア) 令和 XX 年 XX 月 XX 日から令和 XX 年 XX 月 XX 日まで

985 (イ) 行政機関の休日を除く日の 10 時から 17 時まで。（12 時から 13 時を除く。）

#### 986 ウ 閲覧手続

987 最大 4 名まで。応札希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を記載の上、閲覧希望日の 3 営業日前までに以下のメールアドレス宛てに提出すること。

988

989 E-mail : bz1-tjs-eturan●meti.go.jp（※●を@に変えてメールを送付すること。）

990 また、当省から日程等についての連絡の後、閲覧日当日までに別紙 3「機密情報閲覧に関する誓約書」に記載の上、提出すること。

991

#### 992 エ 閲覧時の注意

993 閲覧にて知り得た内容については、提案書の作成以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複

994

995 写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

996 オ 連絡先

997 経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室

998 ●●、●● 電話：03-3501-1068（直通）

999 カ 事業者が閲覧できる資料一覧表

1000 本業務における事業者が閲覧できる資料は「表 6 閲覧資料」のとおりである。

1001

1002

表 6 閲覧資料

No.	資料名
1	閲覧1 業務分析資料
2	閲覧2 STATSに係る緊急時対応マニュアル
3	閲覧3 業務フロー
4	閲覧4 コンピュータセンタの見取り図
5	閲覧5 経済産業省内電源等設置条件
6	閲覧6 現行STATS構築・移行作業に係るWBS項目案
7	閲覧7 現行STATS物理及び論理構成図
8	閲覧8 その他設計書等
9	閲覧9 GSS移行に係る作業スケジュール等

1003

1004

1005 11 付属資料

1006 本業務における付属資料は「表 7 付属資料」のとおりである。

1007

1008

表 7 付属資料

No.	付属資料	
	資料名	内容
1	別記 情報セキュリティに関する事項	
2	別紙1 要件定義書	
3	別紙2 情報取扱者名簿及び情報管理体制図	
4	別紙3 機密情報閲覧に関する誓約書	
5	要件定義書 別添資料	別添1 機能概要
		別添2 統計調査等業務の業務・システム最適化計画
		別添3 外部接続を利用する統計調査

No.	付属資料	
	資料名	内容
		別添4 統計フロントサーバSTATSアクセス件数
		別添5 情報と区分
		別添6 各主体の役割分担
		別添7 現行・次期STATSにおける各サーバのリソース
		別添8 セキュリティ要件
		別添9 調査統計グループフロア図
		別添10 過去に受講実績のある外部研修例
		別添11 データ保管に係る媒体数等

1009

1010

以 上